

東京のストリートスケートの実態と 公共空間における受容可能性

代表研究者 山崎嵩拓（東京大学総括プロジェクト機構 特任講師）
共同研究者 澤井拓磨（東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻 修士課程）

[研究報告要旨]

さまざまな都市空間を活動場所とするアーバンスポーツは、創造的かつ文化的な活動として人気を有している一方で、公共空間において規制行為として位置づけられることがある。特に、都市空間で行われるスケートボード（ストリートスケート）は、その文化的背景から多くの活動者に支持されるものの、滑走による騒音や縁石の損傷などへの懸念から、規制される傾向が強い。東京では、スケートボードを禁止する表記が多くみられ、過剰な規制により公共空間の活動の多様性を損ねている可能性がある。それに対して、オーストラリアのメルボルンやフランスのボルドーなどの海外都市では、かつて規制の対象であったストリートスケートを受容する取り組みが進められている。

本研究では、①海外都市においてストリートスケートがどのように受容されたか、②東京におけるストリートスケートの実態（活動場所と規制状況）を明らかにし、東京における受容可能性を考察することを目的とした。メルボルンとボルドーの取り組みに関する文献調査およびインタビュー調査を実施し、東京ではスケートボーダーへのインタビュー調査と、インタビューで収集された活動場所の現地調査を行った。

その結果、海外都市では、行政と活動者との協働のもと、スケートボードに伴うリスク（騒音、損傷、衝突）を低減できる都市空間を特定し、積極的に活動を認めるアプローチが主であることが明らかになった。一方、東京では、ストリートスケートの代表的な活動場所として255か所が収集され、公開空地などの民有地を含む多様な都市空間で活動が行われていることが分かった。しかし、その約8割の場所で規制が行われており、スケートボードのリスクを低減できる条件を満たす場所でも高い割合で規制されている実態が明らかになった。これは、ストリートスケートそのものが持つリスク以外の要因が規制に影響を与えている可能性が示唆している。東京におけるストリートスケートの受容には、海外都市と同様のアプローチに加え、民間主体も含む多様な公共空間管理者の一部と活動者が協働し、小規模な取り組みから段階的に進めていくことが求められる。